

(別紙2)

審査結果の要旨

氏名 湯川文彦

本論文は「事務」という観点から、明治初期における国家体制の形成過程の説明を試みる。明治政府は、発足当初から立法、行政、司法の三権分立体制を標榜したが、実際には、立法や司法と分ちがたい、当時の用語で言う「事務」が、専制を脱却して民に一定の自由を認めながらも秩序が保たれる安定した状況を作り出すべく展開されたと把握する。

第Ⅰ部「明治初年における事務の形成」では、第一章で外交課題が内治事務体制の整備を促したことを論じ、1872年のマリア・ルーズ号事件の処理を外交事務と内治事務の分離を進められる中で、その流れに逆行したと評する。第二章では民部・大蔵省による内治事務の集中と地方官を担い手とする「公論」機関の創出、そして太政官が各省事務を制御する「法制」機能の取り扱いを、第三章では1878年ころまでの内務省による行政警察事務の導入と、千葉県での警察事務の展開を追う。第Ⅱ部「法制の組織化と自治制の成立」では、第四章で法制局が法律と行政規則の概念を分離し、法令解釈権の統合を進めたこと、そして1875年以後公論機関を行政、立法いずれのものと位置付けるかの議論が生じる中で、大久保利通が区画内の事務に正当性を与える「総代」を制度化したことを指摘し、第五章で1875年に開設された元老院が、独自に規則を改正して立法府としての自立をはかる過程を陸奥宗光と細川潤次郎を中心に描き、第六章で1872年に司法省が認めた官民訴訟が後の行政訴訟とは異なり法を裁く機能を持っていたことを起点に、官に対する訴訟の範囲が狭められて行く過程を示し、第七章では1878年に制定される地方三新法を、立案者の松田道之の元来の構想を明確にして再解釈する。第Ⅲ部「教育事務の形成と展開」では、第八章で学制の成立と千葉、埼玉両県下での学校資金をめぐる対応を検討し、第九章で田中不二麿が起案した1879年教育令が教育事務を確立したと論じ、第十章では、その後の教育事務が、内治事務との関係を強化し、欧化批判に対応しつつも、基本的には連続性を持って行われたとする。

実証的には、滋賀県庁文書中の松田道之関係、法務図書館所蔵の細川潤次郎関係の文書はじめ、公的機関に所蔵されていながら歴史研究に用いられて来なかった文書類を用いて、地方三新法や教育令といった重要な法案の作成過程や審議過程を解明した点が評価できる。分析概念の整理についてはなお改善の余地があると思われるが、これらの成果を中心に、当時の課題をその時代の文脈の中でとらえ、それに対応する制度の立案者の意図とその受け止められ方を明確にし、さらに政府部内と地方双方での合意形成に目をくばり、教育、警察、地方制度の各分野を通観して国家体制の形成過程を提示したことは、近年研究対象の狭隘化が問題視される中で、重要な貢献である。よって本委員会は当該論文が博士（文学）の学位を与えるにふさわしいものと判断する。